

広島市域医師会からの令和3年度主要事業に関する意見回答と予算措置状況について

【市長要望】

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>1 新型コロナウイルス感染症への対応 (1) 新興感染症対応における協同体制の構築</p> <p>(要旨) 一般医療機関において、唾液を検体とするPCR検査が実施可能となるが、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、保健センターと医療機関とのやり取りがスムーズに行えるよう、対応のマニュアル化を図ってほしい。</p> <p>また、季節性インフルエンザ等との同時流行に備え、医療機関への医療資材の安定供給とそのため の備蓄に努めるとともに、感染拡大の防止のための医療提供体制の確立に向けて、市域医師会とともに取り組んでいただきたい。</p>	<p>今後、一般の医療機関において、保健センターを介さず唾液を検体とするPCR検査が開始されるが、当該検査により陽性が確認された場合には、当該医療機関から速やかに保健センターへ連絡することになっており、こうした手順は県がマニュアルを作成し、医療機関や保健所に示すことになっていると聞いている。</p> <p>また、今後の感染拡大による不足に備え、マスク、防護服等の調達を進めるとともに、市域医師会等に対して、必要な医療資材を迅速に提供できるよう、現在、民間事業者と物品の管理や配送の方法について、協議しているところである。</p> <p>一方で、市域医師会の各会員においては、県の補助制度等を活用するなどして、医療資材の確保をお願いしたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】 【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(広島市医師会) 本会が、市域の医療機関を対象として実施している「診療所における新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業」について、広島市が補助していただくことに感謝を申しあげる。</p> <p>さて、一般医療機関においては、患者が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、HER-SYSの入力を行うとともに、患者に対して速やかで適切な対応が求められる。患者が院内にいる場合は、保健センターへ連絡して迅速な対応指示を期待して待つことになり、患者の状態にもよるが、保健センター職員が自医療機関まで出向いて対応いただくのか、あるいは患者を一旦帰宅させた後、保健センターが患者に直接連絡する等の対応をいただくのか、広島市保健所のお考えを教えてください。言うまでもなく、院内に患者をとどまらせることは院内感染の危険性が高くなるため、広島市保健所における対応を一本化して、スムーズな対応を行っていただきたい。</p> <p>また、広島市からは、民間企業や市民等からの寄贈分も含め、マスク・フェイスシールド・防護服・消毒液をはじめとする多数の医療資材のご提供をいただいたことに改めて感謝申しあげる。</p> <p>(安佐医師会) 日本小児科医会が実施した全国400施設以上の小児科診療所の経営実態調査で、外来患者数が5月は20%以上減少が90%、40%以上減少が41%、60%以上減少が8.4%であった。診療報酬総額は5月-48.3%とすべての診療科の中で小児科がもっとも影響を受けていた。安佐医師会や広島県小児科医会の調査でも同様に、小児科が最も大きな影響を受けている。妊娠出産控えにより、来年の出産予定も大きく減少し小児科医療全体が立ち行かなくなる可能性があり深刻な状況となっている。臨時で子どもの予防接種や乳児健診に新型コロナ対策加算を加えるなど、地方自治体として可能な小児科診療所への財政支援をお願いしたい。</p> <p>安佐北区医師会では感染拡大防止に役立てるため、集団感染が確認された日付、施設名などを記入する「コロナウイルスクラスター情報ポスター」を作成した。広島市では広島市立大学、見真学園、ゆ〜ぽっぽなどは報道されたが小学校名などは報道されていない。福山市、呉市では小学校名も報道されている。施設名公表の基準などを教えてください。</p> <p>(広島市内科医会) 意見なし</p>	<p>医療機関において、新型コロナウイルス感染症と診断した患者が院内にいる場合は、直ちに入院が必要でなければ、患者を一旦帰宅させた上で、保健センターが患者に直接連絡することとしている。</p> <p>本市では、感染可能期間内に施設利用者の把握が困難であり、施設名の公表をしなければ感染拡大のおそれがある場合については、施設名を公表している。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p> <p>医療機関への減収の補填については、小児科に限らず、令和2年5月に、指定都市市長会から国に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた提言として、「地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により経営状態が悪化している医療機関への財政支援を行うこと」を要請したほか、7月の「経済財政運営と改革の基本方針2020」に対する指定都市市長会提言、10月の「二市長会共同提言」更には11月の「追加経済対策に係る第3次補正予算案編成に対する指定都市市長会要請」においても同様の要請を行っている。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】 【健康福祉局健康推進課】 【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>【継続】 医療資材の購入 (R2年度に引き続き、購入することにしており、R2年度配付分の補充に必要な予算を計上) R2 予算額 (補正予算額) 119,325 千円 R3 予算額 32,347 千円</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(2) 広島広域都市圏における新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(要旨) 今秋から今冬にかけてインフルエンザの流行期と新型コロナウイルス感染症の拡大が重なることが予想されることから、県や広島広域都市圏の呉市、江田島市、安芸郡4町と協働し、公設民営による発熱外来の設置及び検査体制の拡充について検討していただきたい。</p>	<p>まず、検査体制の拡充については、衛生研究所において機器の整備を行うとともに、検査業務に従事できる職員を増員している。併せて、PCR検査が可能な医療機関や民間の検査機関に検査を委託する等、検査体制の拡充・強化を推進している。</p> <p>次に「公設民営の発熱外来の設置」については、現在本市が医療機関に対して、発熱患者等とその他の患者が混在しないような施設整備等に係る経費の補助を行うことにより、医療機関に発熱症状等のある方への診療を行っていただくことが、共助の精神を踏まえたいうでの「公設民営による発熱外来」に当たると考えている。補助制度は、広島市医師会に協力をいただきながら進めることにしているが、本市としてもホームページ等で積極的なPRを行うなど、活用の促進に向けて働きかけをしたいと考えている。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>(安芸地区医師会)</p> <p>広島市において「診療所における新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業」に助成頂いていることには、大変感謝している。</p> <p>ただ、院内感染等を防ぐ為に設備・器具等整備して細心の注意を払って検査・診療に当たってもなお、感染者または濃厚接触者として判断され、医療機関を休業する事態も想定される。</p> <p>その際には、地域医療を崩壊させないためにも公助としての、救済措置（補償）を検討していただきたい。</p>	<p>休業への補償に限らず、医療機関への減収の補填については、令和2年5月に、指定都市市長会から国に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた提言として、「地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により経営状態が悪化している医療機関への財政支援を行うこと」を要請したほか、7月の「経済財政運営と改革の基本方針2020」に対する指定都市市長会提言、10月の「二市長会共同提言」更には11月の「追加経済対策に係る第3次補正予算案編成に対する指定都市市長会要請」においても同様の要請を行っている。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>—</p>
<p>2 災害医療救護体制の構築</p> <p>(要旨) 災害時に、市域医師会が、より迅速に対応するため、多くの災害情報の中から必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるようにするべく、平時からEMIS等を活用するなどして、実践により近い訓練を行い災害医療への対応強化に努めていただきたい。</p> <p>また、こうした取組の成果を踏まえて広島市地域防災計画に反映するなど災害医療への対応の強化に努めるとともに、市域医師会の救護活動に係る支援をしていただきたい。</p>	<p>災害時には、関係機関との日頃からの連携をベースにしながら、医師会との迅速・的確な情報共有を行うことが重要になるとともに、実践的な訓練を行うことも大変重要であると考えている。</p> <p>今年度予定していた広島県と連携した集団災害医療救護訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施が困難な状況となっていることから、まずは、昨年度中止となったEMISの入力訓練を確実に実施するとともに、今後の市内での災害医療救護訓練の実施に向けて、市域医師会と協議したい。</p> <p>また、救護活動への支援は、本市の要請に基づく活動に対する実費弁償が基本となるが、平成30年7月豪雨の際に、医師会からの要望に応じて一定の対応を行うことができたという実績があり、これをベースに、今後も必要に応じて適切な支援が行えるようにしたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(広島市医師会)</p> <p>平成30年の7月豪雨での反省点でもあるように、災害時の多くの災害情報の中から必要な情報を収集・伝達することが重要であった。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から災害医療救護訓練は実施できなかったが、今後、コロナ禍であってもより実践に近い訓練を実施することができるよう、市と協働して取り組んでいきたい。</p>	<p>今年度、広島共立病院において広島圏域で開催を予定していた広島県集団災害医療救護訓練が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、広島県からは、来年度も広島共立病院を会場とした集団災害医療救護訓練を実施する方向であると聞いている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が発生する中でも実践を想定した情報収集・伝達訓練は重要であると考えており、今後、例えばオンラインによる訓練など、市域医師会と連携して実施していきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>3 広島市救急医療体制の拡充への支援 (1) 広島市救急医療体制の拡充の支援</p> <p>(要旨) 病院群輪番制を安定して稼働させるため、応需率に応じた加算制度の効果を検証し、より効果的かつ効率的な体制の構築を検討していただくとともに、患者の転院先の受け皿を確保する体制を構築するなどの措置を講じていただきたい。</p>	<p>公立・公的病院が言わばアンカー役の中心となる中で、民間医療機関においても、積極的に救急搬送患者を受け入れていただくことが必要であることから、今年度、応需率に応じた加算を創設したところであり、今後、効果の検証を行いたい。</p> <p>また、救急搬送の受入れと言わばセットで対応する必要がある患者の転院先の受け皿を確保する体制については、地域医療構想調整会議において、回復期病床の増加とセットで高度急性期・急性期病床の数を見直す中で、病床の機能分化・連携を推進していきたい。併せて、在宅医療相談支援窓口運営事業において、多職種・関係機関の連携による退院支援の強化も図っていききたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】 【健康福祉局地域包括ケア推進課】</p>	<p>(広島市医師会) 今年度から補助金の算出は、応需率に応じた加算が行われるようになってきている。実際に輪番病院からの意見として応需率の算出方法については多くの疑問点があることから、その検証は必ず行っていただきたい。</p> <p>また、昨年も申し上げたが、要請件数が増えれば増えるほど、さらには収容要請が短時間に同一医療機関に集中すればするほど応需率は低下してしまうという実態もある。こうしたことについて広島市はどのようにお考えか。本会としては、単なる応需率による評価だけではなく、応需件数や現場の実態も踏まえた加算制度の創設が必要と考える。</p> <p>さらに、応需率の設定にあたっては、輪番病院の中には重症患者の対応が不可能な医療機関も参加しており、あまりに高いハードルを設けることは、輪番制度からの撤退に繋がりがかねないことに留意していただきたい。</p> <p>また、現在、国が早急に取り組もうとしている勤務医の働き方改革は、各医療機関の救急医療体制に影響を及ぼし、企業病院だけに止まらず少しずつ私立病院にも影響が出ており、参加病院の減少が危惧される。</p> <p>こうした状況を踏まえたうえで、広島市の実態に即した形での運営となるよう、適宜、見直しに取り組んでいただきたい。</p>	<p>加算制度について、まずは、今年度創設した応需率に応じた加算の検証を行い、それを踏まえて、引き続き、市域医師会や参加医療機関と協議し、納得度の高い制度になるよう見直しを図っていききたい。</p> <p>なお、受入要請の増加に伴い応需率が低下する点については、令和2年3月から、満床等により受入困難な場合、当番医療機関から本市消防局等に FAX で情報共有する仕組みを導入しており、その間は、救急隊から受入要請を行わないことにしている。</p> <p>今後とも実態に即した運営となるよう、医師会とも協議していきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>【増額】 病院群輪番制病院運営費補助 (広島地区、安佐地区) (R3 当番回数の見込みを基にした所要額算出による増) R2 予算額 184,976 千円 R3 予算額 189,071 千円</p> <p>【前年度と同額】 在宅医療相談支援窓口運営事業 R3 予算額 36,000 千円</p>
<p>(2) 休診日急患診療医制(日・祝日在宅当番医)における耳鼻咽喉科医の出務について</p> <p>(要旨) 耳鼻咽喉科医の高齢化等により、今後、救急医療業務に従事できる医師が減少し、現行の救急医療体制を維持することが困難であることは明白であることから、今後、安佐北区の可部地区まで調整範囲を広げるなど本市域内での調整や、近隣市町との行政間での調整に早急に取り組んでいただき、広域的かつ持続可能な体制の構築を目指していただきたい。</p>	<p>耳鼻咽喉科の在宅当番医制については、事業の持続可能性の確保と、患者の利便性の確保とを両立できるような体制の構築を目指したいと考えている。まずは、年末年始と同様に、日曜・祝日の在宅当番医の広域的調整に安佐北区も含めるなど、本市域内での調整について、医師会と一緒に検討していきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(広島市耳鼻咽喉科医会) 高速道路の拡充等により受診可能な範囲は以前に比べ広がっていると考える。引き続き広域的な検討をお願いする。</p>	<p>高速道路の拡充等により受診可能な範囲が以前に比べ広がっているとの意見については、本市も同様に考えている。</p> <p>引き続き、医師会と一緒に広域的な検討を進めていきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>4 子どもの健全な育ちを保障するための医療制度について</p> <p>(1) こども医療費助成制度の見直し等について</p> <p>(要旨)</p> <p>こども医療費補助制度において補助の不公平がなく、かつ負担増が生じることのないように、さらなる拡充に向けて早急に見直しを行っていただくことを強く要望する。</p> <p>また、経済的に決して楽ではない年代の親が、子どもの具合が悪いときには財布の心配をせずに受診できるようにする、そして安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを確実に進めるための施策を講じていただきたい。</p>	<p>本市としては、子どもへの医療費補助制度は、幼児教育・保育の無償化と同様に、本来、国の責任において統一的に実施されるべきものであるという考えの下、国に対し、「医療制度の在り方も含めて、こども医療費補助制度のあるべき姿を打ち出すとともに、こども医療費補助に係る統一的な制度を創設すること」を要望し、さらに指定都市市長会を通じ、「国において、国民皆保険制度を持続可能なものとするということ」を前提に、新たな医療費助成制度を創設すること」を提案するなど、機会を捉えて国に対し、問題提起を行っているところである。</p> <p>については、こども医療費補助に係る統一的な制度の創設について、市域医師会からも、十四大都市医師会連絡協議会や日本医師会などを通じ、本市を含む政令指定都市と歩調を合わせて、国に対し要望していただきたい。</p> <p>引き続き、こうした取組を行いながら、可能な限りこどもの医療を充実させるよう、医師会の意見も伺いながら検討したい。</p> <p>【健康福祉局保険年金課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> こども医療費補助制度は国として統一されるべきであるという広島市の基本的姿勢を否定するものではない。問題としているのは、現行制度の制度としての歪であり、本対応方針はその意味では回答の体をなしていない。誠実な回答を求める。 広島市（長）の方針は一つの考え方ではあるが、現場では、他の市町から転入された方への説明に苦慮することもある。負担増となる方に納得してもらえよう、わかりやすい言葉での説明文を公表していただきたい。 毎年同じことをお願いしているが、一部負担金 1000 円、1500 円の部分は県内他自治体の制度、県制度ともかけ離れている。子育てを応援する意味でも 500 円に早急に是正していただきたい。 <p>(広島市医師会)</p> <p>広島市から示されたこども医療費補助制度の見直し案について、本年 8 月に 3 医師会 9 医会連名により提出した意見書にあるように、通院の対象年齢の拡大については、制度開始時から解消すべき問題点としてきたところであり、市の財政状況が厳しい状況にあるにも関わらず小学 3 年から小学 6 年に拡大されることについては一定の評価ができるものと考えます。</p> <p>しかしながら、同様にこれまで継続して提出してきた「所得制限及び一部負担金をなくすとともに、通院の対象を中学 3 年までに拡大すべき」との意見は、依然として取り入れられていない。</p> <p>広島市が講じられている制度は、ある意味特異なものである。以前から申し上げているように、子どもが病気になった場合に、経済的な理由により必要な医療が受けられないといったことが起こらないように、児童福祉法や子どもの権利条約の理念に則した制度となるよう、引き続き見直しに取り組んでいただくようお願いする。</p> <p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>(安佐医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市における子ども・子育て支援施策は、家庭内の子育てである「自助」を支援し、将来の広島を担う子ども達の育ちを社会全体で支えていくことが基本になると考えている。これを踏まえ、こども医療費補助制度の所得制限や一部負担金は、市民における公平性確保の観点から、受益者の負担能力を考慮し設定しているもので、適当であると考えている。 なお、他の市町から転入された方については、転入手続きをされた際に制度案内のちらしを配付するなどにより、制度の周知を行っている。今後も、負担増となる方に納得してもらえよう、丁寧な説明に努めていく。 <p>(広島市医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> こども医療費補助制度については、子育て世帯の実態やニーズ等を踏まえ、より多くの子どもの健全な発育を更に促進するよう、令和 4 年 1 月から、通院の補助対象年齢をまずは「小学 6 年生まで」に拡大することとしている。 また、本市における子ども・子育て支援施策は、家庭内の子育てである「自助」を支援し、将来の広島を担う子ども達の育ちを社会全体で支えていくことが基本になると考えている。これを踏まえ、こども医療費補助制度の所得制限や一部負担金は、市民における公平性確保の観点から、経済的な理由により必要な医療を受けられないことがないよう、受益者の負担能力を考慮して設定しているもので、適当であると考えている。 本市としては、今後も、子ども・子育て支援施策を全体として充実するとともに将来にわたって安定的に運用していく中で、引き続き、国に対し、国の責任において、こども医療費補助に係る統一的な制度を創設するよう要請することを前提にしつつ、医師会の意見も伺いながら可能な限り子どもの医療を充実していきたいと考えている。 <p>【健康福祉局保険年金課】</p>	<p>【減額】</p> <p>こども医療費補助 (令和元年度の決算額等を積算に反映した所要額算出による減)</p> <p>R2 予算額 23 億 4,158 万 6 千円</p> <p>R3 予算額 22 億 6,831 万 9 千円</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(2) 小児在宅医療の充実</p> <p>(要旨)</p> <p>①市立特別支援学校に在籍する児童生徒が学校で医療的ケアを安全に実施できるようにするため、処置のスペースを確実に確保していただきたい。また、日常的な介助行為に対応することができる人員を確保していただきたい。</p> <p>②患者・家族から要望や問題点の聞き取りを行い、在宅医療を必要とする小児に対応可能な訪問看護やヘルパーの整備、重症心身障害児が入所可能な施設の整備等、医療支援の拡充に取り組んでいただきたい。</p>	<p>市立特別支援学校については、今年度から医療的ケア室の隣室を処置のスペースとして確保したところである。今後については、令和6年度中の供用開始を目指し施設の増築を進めているため、このタイミングを捉えながら、医療的ケア室の必要な面積の確保を検討していきたい。また、昨年度欠員のあった看護師については、欠員を補充するとともに1名増員したところである。今後については、医療的ケアが必要な児童生徒数の増加等を踏まえ、必要な対応を検討していきたい。</p> <p>また、医療的ケアが必要な方への在宅支援については、昨年度、在宅診療等に係る現状や課題について保護者や施設関係者等から聞き取りを行ったところである。これを踏まえて、今年度、本市において医療的ケア児と家族への支援を検討するため、庁内横断的に取り組むプロジェクトチームを立ち上げたところであり、今後、医師会の協力もいただきながら、必要な施策を検討し実施していきたい。</p> <p>【教育委員会特別支援教育課】 【健康福祉局医療政策課】 【健康福祉局障害自立支援課】 【企画総務局政策企画課】</p>	<p>(広島市医師会)</p> <p>一般の学校での医療的ケア児の増加に伴い、本年度の診療報酬改定で、医療的ケア児に対する指示を主治医が学校医に出した場合、報酬が認められるようになっている。今後、主治医が学校医に指示を出し、その後学校医から学校側(看護師)に指示を出すことによって、連携を緊密にする必要がある。それには、しっかりした会議体の形成が求められるが、医療的ケアを必要とする児童が通っている学校での会議が十分に機能するようにしていただくとともに、学校医の指示に対する報酬の確保をお願いする。</p> <p>また、施設整備については、医療的ケア室・処置スペースの確保、介助の従事する人員の確保・補充をお願いする。</p> <p>医療的ケア児の在宅支援の充実に向けて、地域医師会は支援検討プロジェクトチームへの協力は惜しみませんので、協働で取り組みましょう。</p> <p>(中区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>①特別支援学校</p> <p>現在、小・中学校の医療的ケア児への対応として、各学校において校長が主宰し、学校医を交えた関係者で組織する医療的ケア検討委員会を開催し、主治医が保護者に示した指示書の内容や実施状況を共有するとともに、学校医から安全・適切に医療的ケアを実施できるようにするための助言を得ているところである。ご指摘のあった、主治医からの学校医への診療情報の提供に基づき学校医の指示の下で看護師が医療的ケアを実施する体制の構築については、今後の検討課題と考えており、学校医の指示に対する報酬も含め、他都市の状況を踏まえながら、今後検討していきたい。</p> <p>市立特別支援学校については、今後も、医療的ケア児の状況を踏まえ、必要に応じて、医療的ケアを安全・適切に行うことができる処置スペースの更なる確保や看護師等の確保に努めていきたい。</p> <p>【教育委員会特別支援教育課】</p> <p>②在宅医療</p> <p>医療的ケアが必要な方と家族への支援について検討し実施していくためには、医師会の協力が必要不可欠と考えているため、引き続きよろしく願いしたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p> <p>令和3年度から、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の相談支援体制を強化するため、相談が多く寄せられる地域の基幹相談支援センター1か所及び重症心身障害児者相談支援センターに医療と福祉の複合的な相談に対応できる医療的ケア児者専門の相談支援員を各1名増員する。</p> <p>【健康福祉局障害自立支援課】</p>	<p>①特別支援学校</p> <p>【増額】</p> <p>障害のある子どものへ医療的ケア実施事業(対象幼児児童生徒の増加に伴う看護師に係る人件費増額による増)</p> <p>R2 予算額 72,277千円 R3 予算額 83,188千円</p> <p>②在宅医療</p> <p>【新規】</p> <p>相談支援事業等</p> <p>R3 予算額 12,064千円</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>5 医師会立看護学校への支援</p> <p>看護師養成所に対する補助金の増額について</p> <p>(要旨)</p> <p>看護学校の運営の安定化を図るため、補助金の増額をしてほしい。</p>	<p>昨年の市域医師会からの要望を受け、現在、本市では、看護師等の供給体制の将来構想について検討しており、医師会立看護専門学校への補助についても、その中で考えていく必要があると考えている。</p> <p>なお、構想の策定に当たっては、市立、医師会立それぞれの学校が持続可能な学校経営を行えるような構想にする必要があるため、現在、国、県において行われている看護職員の需給推計や、広島市医師会館の建替構想などにも配慮したものとなるよう、医師会とも協議を進めていきたいと考えている。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <p>医師会立看護学校は、働きながら資格取得が目指せることから、経済面で大学進学が叶わないものや、社会人などへも看護の道を開いている存在であり、大きな社会的使命を担っていることを改めて認識していただきたい。また、県内では、看護学校の閉校も続いており、看護職不足は深刻さを増していくことが予想される。それぞれの学校が持続可能な経営を行えるような構想の策定について、早急に、具体性のある取り組みを進めていただきたい。</p> <p>(広島市医師会)</p> <p>昨年11月に国の医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会から示された中間とりまとめにおいては、地方の養成所の学生は地元で就業する傾向が強いことから、当該地域における養成機能が損なわれれば、看護職員の確保の困難さが増すことが懸念されるとし、都道府県による財政支援や運営を維持できる環境づくりが求められるとされている。</p> <p>少子高齢社会においては、看護師確保に本腰を入れていかなければ、取り返しのつかないことになりかねないと危惧している。ついでに、現在市においては、看護師等の供給体制の将来構想について検討されているとのことであるが、この中間とりまとめの内容を踏まえて早急に方向性をお示しいただくようお願いする。また、当事者である私たち医師会としても、官民手を携えて広島市域の地域医療を守っていきたいと考えているため、その検討に加わることも、もしくは意見を述べる機会をもうけていただくことについて御検討いただくよう重ねてお願いする。</p>	<p>広島市の地域医療に貢献している看護専門学校の役割の重要性については、十分認識している。</p> <p>看護師等の供給体制の将来構想については、本市内部で検討している段階であるが、今後、各医師会から御意見を伺う機会を設定するなど、医師会とも協議を進めていきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>—</p>
<p>6 放射線影響研究所の早期移転への働きかけと放影研移転予定地への新会館整備についての協議</p> <p>(要旨)</p> <p>早急に放影研の広島市総合健康センターへの移転が決定され、これに伴う予算措置が講じられるよう、広島市として引き続き厚生労働省に強く働きかけていただきたい。</p> <p>併せて、移転の方向性が決定された際には、本会としては、広島市医師会館の整備に向けて具体的な検討を進めたいと考えており、本会との協議・調整を十分に行っていただきたい。</p>	<p>早急に放影研の今後の方向性を決定し、早期に移転を実現するよう、引き続き、国に強く要望するとともに、移転実現に向けて、厚生労働省及び放影研と必要な協議・調整を行っていききたい。</p> <p>また、放影研の移転の方向性が決定された際には、新たな広島市医師会館の具体的な整備内容に即して、広島市医師会と協議を行いたい。</p> <p>【健康福祉局原爆被害対策部調査課】</p>	<p>(広島市医師会)</p> <p>6月の放影研の評議員会後に、当時の加藤厚生労働大臣から「移転を期待する強い思いが広島市にあるということを真摯にも受け止めていきたい。早期に移転が実現できるようにしていく必要があるというのは我々も同じ思いである。」「早期の移転の実現に向けて、事が動いていくように対応していきたい。」旨の心強い発言があった。しかしながら、厚生労働省の来年度予算の概算要求には関係するものは何も計上されてはならず、事が前進した気配は窺えない。</p> <p>是非とも、放影研の今後の方向性が早急に決定されるよう働きかけていただくとともに、千田町への移転の方針が決まった際には、本会としては新会館整備に係る具体的な整備内容について広島市と協議を行いたいと考えているので、よろしく願います。</p>	<p>公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）の移転候補先について、これまで検討されてきた「広島市総合健康センター案」に加えて、「広島大学霞キャンパス案」が放影研評議員会において、正式に追加され、令和2年12月3日開催の第24回広島地元連絡協議会において公表された。</p> <p>今後、国及び放影研により、広島市総合健康センターと併せて、広島大学霞キャンパスへの移転の検討が行われることとされており、本市としては今後の動きを注視していきたい。</p> <p>いずれにしても、本市としては、早急にその方向性を決定し、早期に移転が実現するよう、引き続き、強く要請していくとともに、放影研の移転の方向性が決定された際には、新広島市医師会館の整備について、広島市医師会と協議を行いたい。</p> <p>【健康福祉局原爆被害対策部調査課】</p>	<p>予算措置なし</p>

【局長要望事項】

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>1 広島市からの委託事業の経費見直し</p> <p>(要旨) 広島市から受託している各種保健事業と被爆者健診事業に係る請求のとりまとめ業務について、業務量の基礎となる年間の処理見込み件数の的確な算出と、事務量に応じた適正な委託料とするための見直しを要望する。</p> <p>また、被爆者健康診断の請求書の取りまとめ業務については、予算措置が講じられたが依然として各市域医師会の見積単価とは隔たりがあり、その差額を各市域医師会が負担せざるを得ない状況は解消されていない。</p> <p>そのため、業務量の基礎となる年間の処理見込み件数の的確な算出と、事務量に応じた適正な委託料とするための見直しを要望する。</p>	<p>年間の処理見込み件数については、予防接種の対象者の接種率や各種検診の過去の実績等により算出している。</p> <p>今後も引き続き、医師会のとりまとめ業務に関する負担軽減を検討するとともに、事務量に応じた委託料を支払うこととしたい。</p> <p>また、被爆者健診の請求事務取りまとめ業務については、昨年度医師会からの要望を受け、被爆者健診事業の推進に重要な役割を担っていただいているとの認識の下、全体の契約のバランスを考慮しつつ、本業務の事務量に応じた適正な委託料を、令和2年度から予算措置したところである。</p> <p>更なる委託料の見直し要望については、医師会と協議を行った上で、対応を検討していきたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】 【健康福祉局原爆被害対策部援護課】</p>	<p>(広島市医師会) 各種保健事業の事務費については、2年前に広島市の委託元課と業務内容を確認し、業務の調整を行ったが、その後は実施できていない。改めて業務内容の見直しも含めて検討を行い、本会が業務量に見合ったものとして算出している委託費となるようにしていきたい。</p> <p>また、事業費には帳票等の管理も含まれているが、対象となる予防接種の増加とこれに伴う検診に必要な帳票や案内パンフレットなど管理に係る費用が増加しているうえ、帳票の種類が多岐にわたることから管理業務の負担も増大している。安易に追加するだけでなく、定期的に業務内容を細かくチェックすることにより、効率よく管理することができるようにしていきたい。</p> <p>被爆者健康診断の請求書の取りまとめ業務については、今年度から市に予算措置をしていただいたが、本会が必要と考える委託料に満たない額となっている。不足する費用について、市域医師会が負担せざるを得ない状況を解消するため、事務量に応じた適正な委託料となるように見直ししていただきたい。</p>	<p>現在、医師会に委託している各種保健事業等は、定期予防接種の種類が増加していることから、年々、事務が複雑化していることは承知している。</p> <p>引き続き業務量に見合った委託料となるよう努力していきたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p> <p>被爆者健診の請求事務取りまとめ業務に係る委託料については、必要に応じて医師会と協議を行っていきたい。</p> <p>【健康福祉局原爆被害対策部援護課】</p>	<p>【増額】 予防接種・各種検診等事務委託事業 (単価増額) R2 予算額 24.2 円/件 R3 予算額 25.8 円/件</p> <p>【前年度と同額】 被爆者健康診断事務委託事業 R3 予算額 41.6 円 (税別)</p>
<p>2 子育て支援のための小児医療の充実</p> <p>(1) 広島市における少子化対策のための小児医療の体制整備について</p> <p>(要旨) 広島市では、勤務医を含めた小児科医全体の数は十分とは言えないことから、県が作成した小児医師確保計画に協働して、安心して子どもを産み、育てることのできる小児医療体制の整備を進めていただきたい。</p>	<p>小児科医師の確保については、三次保健医療圏や、二次保健医療圏といった広い地域での検討が求められていることから、本市、県、広島大学、広島県医師会の四者により、広島県地域保健対策協議会において、本年3月に「小児科医師確保計画」を策定したところである。</p> <p>今後は、この計画に基づき、県や大学等と協働して、県内で医療に従事する医師を養成する「大学医学部地域枠」等において、小児科選択の動機づけを行うための制度を検討するとともに、若い小児科医師を県内外から広く集めるための支援の充実や、高度な小児医療を学べる環境の整備などの取組を推進していきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(安佐医師会) 若い小児科医を集めるには、様々な分野に渡る高度医療の教育・研究機関が必須である。広島市には広島県と協働して、埼玉県や高知県のようなオール広島としての取り組みを期待する。</p> <p>(広島市医師会) コロナ禍の収束が見通せない中で、少子化がさらに進む可能性があるとの報道も見受けられるが、子ども医療費にお金がかかる本市の制度や小児科医不足の状況は、子どもを産みたい親世代に十分に配慮されたものとは言い難いというのが現状である。</p> <p>こうした状況下で広島市が検討するとされている「小児科選択の動機づけを行うための制度」とは、具体的にどのようなものか。東広島市が行っている、将来地元で開業する際の支援のようなものか。</p> <p>また、推進するとされている「高度な小児医療を学べる環境の整備」とは、具体的にどのようなものなのか。</p> <p>(安芸地区医師会) 意見なし</p> <p>(中区医師会) 意見なし</p>	<p>「小児科選択の動機づけを行うための制度」や「高度な小児医療を学べる環境の整備」については、今後の検討課題であり、現段階においては具体的な内容をお示しできないため、それがまとまってきた段階でお示ししたい。</p> <p>なお、このほかの取組として、大学等と連携し、小児科医師の育成のために魅力ある専門研修プログラムを実施することにより、地域で小児医療を担う医師を育成する取組を推進することとしている。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(2) こども療育センターの充実について</p> <p>(要旨)</p> <p>小児の発達障害の診療には、高度の専門性が要求され、広島市では3か所の「こども療育センター」が担っているが、その需要は極めて多く、最近では教育現場との連携なども重要視され、診療だけでなく診断書等の書類作成にも数か月待ちとなっており、業務はパンク状態である。小児発達障害を専門とする医師の急速な補充は見込めないことから、医師が本来の診療にあたる時間を増やせるようなシステムの構築をしてほしい。</p> <p>具体的には、診療希望者がこども療育センターを直接予約された場合の紹介状を撤廃することを検討してほしい。また、専門医が手書きで作成している診断書等の書式を電子化し、書類作成専門事務職員（クラーク）を大幅に増員することで医師が本来の診療にあたる時間を増やしてほしい。</p>	<p>発達障害の早期発見・診断から治療・療育までの総合的・専門的支援を行うこども療育センターの支援体制の充実、喫緊の課題であると認識しており、これまでも専門スタッフの充実を図っている。</p> <p>また、令和元年度には北部こども療育センターの増築工事が完成し、令和2年度より発達障害児を対象とするクラスを新たに設けるなど、訓練・療育機能の充実を図っている。</p> <p>さらに現在は、こども療育センターの建替えを行っており、この施設整備により、相談・診療・訓練・療育機能の充実を図るとともに、発達障害児を対象とするクラスも新たに設けることとしている。引き続き、支援体制の充実に取り組んでいく。</p> <p>こども療育センターでは他の医療機関での受診歴がある場合は、診療予約時に紹介状を求めている。これは過去の経緯、病状、投薬の状況等の診療に必要となる情報を入手し、効率的に診療を行うためであり、撤廃することは現時点では困難だと考えている。</p> <p>なお、平成30年度には診断書作成システムを導入し、各種診断書等の作成を電子化するとともに、新たに医療クラーク2名を配置し、医師が診療に専念できる環境整備に努めている。</p> <p>今後とも、医師会のご意見や、広島県地域保健対策協議会における取組・検討も踏まえながら、こども療育センターの充実を図っていきたいと考えている。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <p>診断書作成の電子化及び医療クラークの導入は、非常に有益と考えられ感謝する。</p> <p>現場の負担軽減、そして診療の効率化のため、療育センターと開業小児科の役割分担などについて検討できればと思う。</p> <p>(広島市医師会)</p> <p>引き続き、喫緊の課題である小児の発達障害に対する支援体制の拡充に、早急に取り組んでいただきたい。</p> <p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>発達障害の医療連携体制の構築については、広島県地域保健対策協議会発達障害医療支援体制検討特別委員会において検討されていることから、この検討状況を踏まえながら引き続きこども療育センターにおける支援体制の充実に取り組んでいく。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(3) ネウボラと医療機関との連携の推進</p> <p>(要旨) 子育て世代包括支援センター(日本版ネウボラ)と医療機関との連携構築のため、関係機関による協議会を設置するなどの体制を早急に整備していただきたい。</p>	<p>子育て世代包括支援センターは、子育て世代への切れ目のない支援を提供するため、医療機関をはじめ、地域子育て支援拠点や保育園、民生委員・児童委員協議会など、実際に地域で母子保健や子育て支援に携わっている関係機関・関係者との連携強化を図ることが求められている。</p> <p>本市では、平成27年4月から各区保健センターに専門職員を配置し、地域の妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談拠点として「子育て世代包括支援センター(日本版ネウボラ)」を整備・運営しているところであり、同センターが日常的に実施する保健衛生活動・子育て支援活動の中で、産科や小児科、精神科等の医療機関や地域の子育て支援団体等との連携をとっている。</p> <p>更なる関係機関との連携強化については、国の動向や県内市町の状況等を参考に、医師会の意見を伺いながら、その在り方について引き続き研究していきたい。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>(安佐医師会) 風通しの良い日本版ネウボラを目指し、垣根を超えた多職種による協議会の設置を希望する。広島県小児科医会としても連携に協力する。</p> <p>(広島市医師会) 「子育て世代包括支援センターが日常的に実施する保健衛生活動・子育て支援活動の中で、産科や小児科、精神科等の医療機関や地域の子育て支援団体等との連携をとっている」とされているが、本会が把握するところでは、同センターが小児科などの医療機関と連携をとっていると言えるような状況にはない。定期的に開催する協議会を設置するなどして、こうした状況を早急に解消していただきたい。</p> <p>(安芸地区医師会) 広島市の設置する子育て世代包括支援センター(日本版ネウボラ)の設置・運営に当たっては、関係機関との連携はもとより、広島県の進める「ひろしま版ネウボラ」とも協調・連携して進めていきたい。</p>	<p>地域における子育て世代の支援体制を強化・充実させるため、まずは、医師会をはじめ、保育園、民生委員・児童委員協議会などの関係機関と各区厚生部地域支えあい課(子育て世代包括支援センター)職員などを構成員とする既存の会議体を活用し、日頃から関係機関との意思疎通を図りつつ、国の動向や県内市町の状況等も参考に、医師会の意見を伺いながら、引き続き研究していきたい。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>—</p>
<p>(4) 病児保育の拡充について</p> <p>(要旨) 園児が急病の場合も職場を離れることが出来ない保護者も多く、特にコロナ禍においては医療職や行政職等で対応のため就業を継続せざるを得ない状況にあった。</p> <p>ついては、あらゆる状況下において園児を安心して任せられる環境を整えるべく、病児の送迎対応を含め、拡充を図っていただきたい。</p>	<p>病児保育における送迎対応については、児童が急病の場合も職場を離れることの出来ない保護者に対して有用なサービスと考えているが、他都市の事例によれば、利用実績が少なくニーズが見込みにくいこと、また、広い市域をいかにしてカバーするか等の課題があると認識している。</p> <p>引き続き、各医師会からも代表者に出席をいただいている病児・病後児保育事業実施者意見交換会の場等において意見をいただきながら、慎重に検討を進めていきたい。</p> <p>【こども未来局保育指導課】</p>	<p>(広島市医師会) 病児の送迎対応が保護者に対して有益なサービスであると認めながら、利用実績が少なくニーズが見込みにくいといったことを理由として真摯に取り組まないのは、まったく行政の怠慢であると思う。このことについて意見をいただくとされる病児・病後児保育事業実施者意見交換会(1年に1度だけの開催)で、これまで幾度も意見が出されているが、取り上げられることもなく、全く進展していない。こうした状況も踏まえ、慎重に検討を進めるとはどうか。</p>	<p>前回ご回答したとおり、送迎対応は有用なサービスと考えてはいるが、</p> <p>① 実施している都市の状況を伺うと、既に事業を中止した市もあるほど利用実績が少なく、限られた受益者の利便性向上のために多額の公費を投入することの是非について、慎重な検討を要すること。</p> <p>② お住まいの地域によって利用できる方とできない方との不均衡が生じないよう、全市域をカバーするための提供体制を構築する必要があること。</p> <p>など、重大な課題があると考えている。</p> <p>ご指摘のとおり、時間を要していることについては認識しているが、引き続きご理解、ご協力いただきたい。</p> <p>【こども未来局保育指導課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(5) 成育基本法に係る協議会の設立について</p> <p>(要旨)</p> <p>成育基本法の理念にのっとり、少子化対策と子育て支援を推進するため、職域を超えた各子ども関係団体からなる協議会を、市の主導により設置していただきたい。</p>	<p>成育基本法は、「成育過程」にある人やその保護者、そして妊産婦に対する切れ目のない医療、福祉などの提供を目指して制定されており、市町村においては、主に子育て世代包括支援センターがその推進する役割を担うと認識している。</p> <p>一方で、成育基本法に基づく少子化対策と子育て支援を推進するための協議会については、現時点ではその在り方について国から示されたものがないことから、今後国から示される予定の基本方針の内容を踏まえて検討してまいりたい。</p> <p>なお、本市では従前から子ども・子育て支援法に基づく「広島市子ども・子育て会議」を設置し、医師会や地域の子育て支援団体等の様々な分野の委員にご意見をいただきながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向けた検討を行っている。</p> <p>今後も引き続き「広島市子ども・子育て会議」での意見を踏まえつつ、子育て支援の推進策について検討してまいりたい。</p> <p>【こども未来局子ども・家庭支援課】 【こども未来局こども未来調整課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <p>現在、老人の介護には経済的負担感はない、もしくは少なくなっている。子育ての経済的負担感を無くすことが成育基本法の精神と考える。成育基本法の精神を遵守し、広島市の子ども政策に反映していただきたい。協議会について、国には国の、地方には地方のあり方がある。成育基本法に関する協議会を国の基本方針を待つことなく立ち上げていただきたい。広島市子ども・子育て会議の存在を知らなかった。安佐医師会へは案内などが無かったと思うが何故か。</p> <p>まず、乳幼児健診の回数を増加し5歳児発達相談事業を全市的に実施していただきたい。ひとり親家庭の貧困対策も緊急の課題と考える。第2回一億総活躍社会に関する意見交換会の松田茂樹氏の資料によると、OECD加盟国では「高齢化向け支出」に対する「家族・子ども向け公的支出（教育を含む）」の相対ウエイトと出生率には明らかな相関関係があり、日本は両方とも一番低い国となっている。子育てにお金がかからない様に、経済的負担がない様にしていただきたい。</p> <p>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/iken_koukankai/dai2/gijisidai.html</p> <p>(広島市医師会)</p> <p>現時点ではその在り方について国から示されたものがないことから、今後国から示される予定の基本方針の内容を踏まえて検討してまいりたいとの見解であるが、広島市においては子育て世代包括支援センターが切れ目のない医療、福祉などを推進する役割を担うと認識されているなら、国からの指示待ちの態勢をとるのではなく、広島市が先頭に立って関係団体からなる協議会を設立し、先進的な医療・福祉の提供を行っていただきたい。</p> <p>また、最近の「子ども・子育て会議」での意見や、それを基に検討された支援の推進策について具体的にお示しいただきたい。</p> <p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>本市では、昨年3月に策定した「第2期広島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭の経済的負担の軽減に係る各種施策を展開しており、こども医療費補助や不妊治療費助成などに関しては拡充に向けた対応を進めている。引き続き、子ども・子育て支援施策を全体として着実に進めていくとともに更なる充実を図ってまいりたい。</p> <p>また、協議会の設置については、子ども・子育て支援法に基づく「広島市子ども・子育て会議」において、成育基本法の基本理念でもある、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実等に向けたご意見をいただいております。同様の内容について協議する会議体の重複した設置を避けるためにも、先日前から示された基本方針の内容を踏まえた上で検討してまいりたい。</p> <p>なお、広島市子ども・子育て会議（平成25年4月1日設置）に関しては、既存の広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を同会議に位置付けており、委員の選任に当たっては、原則、同分科会の委員を継続することとし、医療関係分野からは広島市医師会に団体推薦を依頼したものである。</p> <p>最近の広島市子ども・子育て会議での意見及びそれを基に検討した支援の推進策に関しては、平成31（令和元）年度に、第2期広島市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、同会議の複数の委員から「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問率が低く、第2子以降も含めて訪問率100%を目指すべきという趣旨のご意見をいただいた。これに対して保健センターの保健師の地区担当制の導入による母子保健に従事する保健師の増加を踏まえ、計画では段階的に訪問率を高め、計画の最終年度である令和6年度には、入院や里帰り中などの理由により家庭訪問が困難な家庭（5%程度）を除き、乳児がいる全ての家庭を訪問することとしている。</p> <p>乳幼児健康診査については、「3予防接種及び乳幼児健診の充実(5)個別乳幼児健診の充実について」を参照されたい。</p> <p>5歳児発達相談については、平成20年度の事業創設当初から全市的に実施しており、令和2年度からは実施回数を拡充するなど体制の充実を図っている。</p>	<p>【増額】 発達障害児早期発見・支援体制整備事業 (事務経費の増加による) (5歳児発達相談分) R2 予算額 6,914千円 R3 予算額 7,155千円</p> <p>乳幼児健康診査については、「3予防接種及び乳幼児健診の充実(5)個別乳幼児健診の充実について」を参照。</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
			<p>ひとり親家庭については、子育てと仕事を一人で担うなど経済的に厳しい状況にあることから、ひとり親が安定した仕事に就き自立した生活が送れるよう、就業支援や生活支援、児童扶養手当の支給などの経済的支援の充実に取り組むほか、貧困の連鎖を防止するための学習支援や居場所づくりなど、子どもへの支援も強化しており、今後も施策の充実を図ってまいりたい。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】 【こども未来局こども未来調整課】</p>	
<p>(6) 子育て世代のメンタルケア支援</p> <p>(要旨)</p> <p>妊娠・出産包括支援事業や地域子育て支援センターにおいては、メンタルヘル스에不調を抱える母親に対する支援が十分になされていないため、妊娠から出産、子育て期をとおして行政側から積極的に支援を行うことができる体制を早急に整備していただきたい。</p>	<p>本市では、妊娠・出産包括支援事業を平成27年度に国事業として創設された当初から実施している。</p> <p>同事業は、妊娠・出産や産後の育児に不安のある方、家族などから育児支援が受けられない妊産婦の方など、メンタルヘル스에不調を抱える妊産婦の方々も含めて利用していただいております。それらの方々へは、同事業の委託事業者と各区保健センター(子育て世代包括支援センター)が密接に情報交換した上で、事業利用終了後も地区担当保健師が切れ目なく継続的に支援してきました。</p> <p>また、従前より産科医療機関と連携し、周産期において心身に不調をきたしている妊産婦等についての情報共有を行っており、令和元年度には1,334件の情報共有を行い、各保健センターにおいて必要な支援を実施した。</p> <p>令和2年度からは、1人の保健師が2小学校区を担当し、担当地域の市民の方々の世代を問わず継続的に受け持つ地区担当制の全区展開が始まったことから、今後も引き続き各区保健センターにおいて、あらゆる年齢層に対してより積極的に支援してまいりたい。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>(中区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>3 予防接種及び乳幼児健診の充実</p> <p>(1) すべての子どもたちに予防接種が可能な体制の整備</p> <p>(要旨)</p> <p>接種年齢を過ぎても必要なワクチンについては、公費で接種できるよう見直すこと。また、おたくふくかぜ、インフルエンザなどのワクチンの任意接種について、公費助成制度を要望する。</p>	<p>法令で定められた時期を過ぎた接種を公費で負担すると、接種の遅れにつながるだけでなく、早期接種による感染予防の効果が減少するおそれがある。実際に、当該接種を公費で負担した後、接種率が低下した自治体の例があるとも伺っている。</p> <p>さらに、定期接種外の接種において健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を得ることができない。このため、本市においては引き続き、法令を遵守し接種を行うとともに、接種対象年齢内で接種が受けられるよう広報等の充実を図っていききたい。</p> <p>また、本市においては、行政が実施する予防接種は、自治体独自で補助等を行うのではなく、国において安全性や効果、安定供給等を検討した上で、予防接種法に定め実施すべきと考えている。</p> <p>なお、おたくふくかぜについては、現在、国において法に基づく接種とする検討が行われていることから、国の動向を踏まえ対応していききたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己都合による接種遅れは対象外として、疾病などによるものは簡便に接種可能となるよう広報していただきたい。 コロナ禍で経済的に厳しい家庭も多い中、インフルエンザ予防接種に公費補助制度を設ける自治体は広島県内でも増えている。広島市も掛け声だけでなく、実質的なサポートをお願いしたい。 接種期間内の接種率を上げることと、接種期間を外れた場合の救済措置を両立することは可能である。接種時期を過ぎた場合に無条件に全額公費負担するのではなく、例えば1年間に限り、半額程度の補助を行うなどの方法であれば、接種率の低下につながることなく、全体の接種数を増やし、多くの子どもを守ることもできると思われる。 MR ワクチン、4 混、B 型肝炎などは接種年齢を過ぎても接種が必要であり、自費で接種される人もおられる。公費で負担することを公にすると接種率の低下につながるのも事実のようなので、未接種が分かった時点で医療機関での簡単な手続き、例えば接種券に「対象年齢超過分」と記入するなど、内規で返戻しなくするなどの方法で公費接種できるようにしていただきたい。 <p>子どものインフルエンザワクチンについて、今年是中国地方では山口県と岡山県で全県事実上無料となりました。9月16日の中国新聞によると広島県内でも15市町で補助が決まったが、人口最大の広島市では全く補助がなかった。令和3年度は他の市町にまけないほどに補助をお願いしたい。</p> <p>(広島市医師会)</p> <p>本年は他都市で子どものインフルエンザワクチンに対して補助を出すところが多くなっていったが、子どもに優しいはずの広島市からは補助が一切なかった。国が動くことを待つのではなく、他の政令市に先駆ける形で、是非とも令和3年度は市民が他の市町に誇れるほどの補助制度を創設いただくようお願いしたい。</p> <p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>自治体では、高齢福祉や障害福祉、こども医療、健康づくりなど様々な事業を実施しており、個々の事業にどのように予算を配分するのかは、各自自治体の状況に応じて判断すべきものであると考えている。</p> <p>こうした考えの下、本市においては、行政が実施する予防接種は、自治体独自で補助等を行うのではなく、どこに居住していても等しく受けられるよう、法令に定めた上で実施すべきであると考えている。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(2) 予防接種ワクチンの現物支給の実施</p> <p>(要旨)</p> <p>定期予防接種の安定的実施及び医療機関におけるワクチン管理の負担軽減のため、市がワクチンを一括購入し、医療機関に現物支給することを強く要望する。</p>	<p>平成29年9月21日「広島県ワクチン安定供給対策」が改正され、「定期接種の実施主体である市町によるワクチンの一括購入は、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きく、卸売販売業者の安定供給のための取組みの妨げの一因になることから、市町はワクチンの一括購入は原則として行わないよう心がける。」と明記され、市町に対してこの取扱いに協力するよう通知されたところである。</p> <p>今般、あらためて広島県に確認したところ、上記方針は変更されていない。</p> <p>このため、本市としては一括購入を行うことは難しいと考えている。</p> <p>なお、定期予防接種の種類が増える際には、国に対して、ワクチンが不足することがないように、要望を行っている。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現物支給が困難であれば、ワクチン不足にならないよう広島県とも協働して取り組んでいただきたい。 ・本来ワクチンの確保は行政の責務であるので、現状は、市町がそのやりくりを現場の医療機関に負担させているということを、十分認識していただきたい。 <p>(広島市医師会)</p> <p>これまで何度も説明しているが、広島県地対協でワクチンの安定供給について協議した際、広島県は、「廿日市市や福山市のような現物支給の地区によりワクチン流通は影響されていないし引き続き現物支給を行ってよい。他市町においてもワクチン流通に配慮するのであれば、現物支給にすることを拒まない。」と発言されている。ボイスレコーダー等の記録を確認していただくようお願いする。この発言がある以上、広島市が一括購入を行うことは難しいとされる主張の根拠は成立しない。</p> <p>定期予防接種の実施者である広島市(市長)は、ワクチン購入から保管を委託医療機関へ丸投げしており、この手間を煩いたくないための理由付けにしているとしか考えられない。速やかに改めていただきたい。</p> <p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>広島県が地対協の協議の場で、現状行っている自治体を含め、ワクチンの一括購入を完全に否定するものではない趣旨の発言をしていることは把握しているが、「広島県ワクチン安定供給対策」の方針については現在も変更されておらず、ワクチンの現物支給について、再び県に確認したが、仮に本市がワクチンの現物支給を行うことになった場合は、周辺自治体に与える影響が大きいため控えてもらいたい旨の回答があった。本市としても周辺市町への影響を考慮すると、実施は困難と考えている。</p> <p>また、現物支給を行っている自治体に聞取りを行ったところ、ワクチンの安定供給に一定の効果があるとの回答がある一方、全体の供給量が減少した場合や供給量を上回る発注があった場合には、現物支給は困難となるとの回答も得られている。</p> <p>本市においては、引き続き国に対してワクチンの安定供給を要望していくとともに、県と連携し安定供給に努めていきたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(3) 予防接種に関する周知の強化</p> <p>(要旨) HPVワクチンが定期接種であることを周知するのは市町の義務であり、積極的な接種勧奨の再開を要望する。 保護者に予防接種制度を正しく理解してもらうため、「ひろしま子育て応援アプリ」の活用など、予防接種制度の広報の強化を要望する。</p>	<p>HPVワクチン接種は、平成25年4月1日より予防接種法に基づく定期接種として実施されているが、同年6月14日付けで厚生労働省から積極的な接種の勧奨を差し控えるよう勧告があった。</p> <p>この度、国の審議会において、接種対象者及びその保護者がHPVワクチン接種の情報に接する機会を確保し、接種について検討・判断できるよう、市町からリーフレット等の個別送付を行うなどの方針が示された。</p> <p>そのため、本市においては、令和2年9月、高校1年生相当の女子の保護者に対して、HPVワクチン接種に関するお知らせを送付したところである。</p> <p>さらに、同年10月9日付けで前述の勧告が一部改正され、リーフレットの改訂が行われたため、本市では改訂後のリーフレットをホームページに掲載するとともに、教育委員会を通じて養護教員への周知を図った。</p> <p>また、その他の予防接種についても、対象者への個別通知による方法とホームページや広報紙への掲載、チラシの配布等による方法を組み合わせながら広報するとともに、身近なツールであるスマートフォンを用いた「ひろしま子育て応援アプリ」を活用する等、医師会と連携を図りながら広報を強化していきたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市からの通知により HPV ワクチン接種数は明らかに増加している。今後も岡山県のような科学的根拠に基づいた対応を広島市にも期待したい。 ・十分な接種機会を確保するために、高校1年ではなく、早い段階でお知らせを送付していただきたい。 <p>(広島市医師会)</p> <p>HPV ワクチンスケジュールの関係から、本年9月に高校1年生相当の対象者宛に、接種に関するお知らせを送付されたと考える。これまで、HPV ワクチン接種に関して全く積極的な通知をされていなかったため、9月以降に親御さんが慌てて接種に来られている現状である。</p> <p>HPV ワクチンの効果について、子宮頸がんを9割以上発症を抑制するといった論文が近頃出されており、若い女性を子宮頸がんから守るためにも、接種年齢の対象者全員に、毎年積極的に HPV ワクチン接種勧奨を行っていただくとともに、これまで接種の機会を逃した子どもへ無料の接種ができるよう検討いただきたい。</p> <p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>本市では、令和2年9月に市内の高校1年生相当の女子及びその保護者に対して、HPV ワクチン接種に関するリーフレットを送付したが、来年度は、年度当初に国が新しく作成したリーフレットを同年代の対象者及びその保護者に対して送付する予定である。</p> <p>また、その他の対象者に対しては、引き続き、ホームページや「ひろしま子育てアプリ」を活用する等、医師会と連携を図りながら周知していきたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>—</p>
<p>(4) インフルエンザワクチンの安定供給について</p> <p>(要旨) 国、県等からのインフルエンザワクチン安定供給に関する情報提供を行うとともに、安定供給に繋がる仕組みづくりをお願いします。</p>	<p>今冬のインフルエンザワクチンの製造量は、約3,178万本の見込みで、4価ワクチンに変更された平成27年度以降、最も多い供給量であるが、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、今シーズンは、例年にも増してインフルエンザワクチンの需要が高まると予想される。</p> <p>こうした中、国や県から送付されるインフルエンザワクチンの安定供給に関する情報等については、適宜、医師会へ情報提供しているところである。</p> <p>さらに、ワクチンの安定供給については、医療機関等からの問い合わせに対し、速やかに広島県に需給調整を依頼しているところであり、地域の医療機関におけるワクチンの安定供給に努めていきたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(5) 個別乳幼児健診の充実について</p> <p>(要旨)</p> <p>乳児期後半は、発達障害の早期診断のために大事な時期であるため、乳児期後半で使用する受診券を1枚追加すること、乳児期後半に乳児健診を受診したかどうかチェックするシステムを作ることなどを提案します。</p>	<p>本市としては、まずは乳児期後半（7～11ヶ月）の健診の受診率を上げることが重要であると考えている。そのため乳児家庭全戸訪問や4か月児健康相談において、保健師が個別に受診券の使用状況を確認し、1歳の誕生日の前日まで受診可能であることを説明するなど、受診勧奨に努めているところであり、その結果、過去3年間で受診率は63.7%から69.9%に増加したが、未だ十分とは言えないため、今後も引き続き、受診率の向上を図りたい。</p> <p>さらなる受診券の追加などについては、本市の現状に加え、国の動向や他都市の実施状況等を踏まえつつ、医師会の意見を伺いながら、必要に応じて検討していきたい。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度より4ヶ月健診の個別化も検討中とうかがっている。受診勧奨とともに個別化の実現も期待している。 ・乳児期後半の健診の受診率を上げる（受けない人を減らす）ことと、乳児期後半に複数回の健診が望ましい子どもを支援することは、別のことなので、並行して行っていただきたい。 ・母子健康手帳の省令様式には1か月、3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳と計11回の健康診査の欄を設けるようになっている。内3回は福祉センターで実施、2回は券があるが、現在の券では大切な1歳の健診を受けることが出来ない。それぞれの年齢での健診が必要とされているため母子健康手帳に欄が設けられているはずで、また、妊婦健診の14回に比べてあまりにも少ないと言わざるを得ない。すべての健診を公費で受けられるようにしていただきたい。少なくとも1歳の健診は受けられるようにしていただきたい。 <p>(広島市医師会)</p> <p>本来であれば、乳児健診は1ヶ月、3～4ヶ月、6ヶ月、9ヶ月、1歳時にきめ細やかに個別健診を行うべきである。広島市は、個別健診にすれば健診受診率が下がると主張されているが、そもそも1ヶ月健診を小児科で受けることを徹底すれば、その後の健診や予防接種スケジュールを全て組むことが可能になることは、容易にご理解いただけると思う。行政は健診台帳を作り、未受診者を把握し、健診受診を勧奨すれば、健診受診率は当然に上がる。</p> <p>きめ細やかに児の成長・発達を見守ることにより、疾病、発達障害や虐待まで早期に発見する可能性が高くなることは明白である。是非とも、見直しをお願いする。</p> <p>(安芸地区医師会)</p> <p>意見なし</p>	<p>保健センター医師が新型コロナウイルス感染症業務に対応するため集団健康診査に従事することが困難であることから、市域医師会にもご協力いただき、来年度に限り4か月健康診査を個別健診として実施することとしたが、一方で受診率の高さや保護者の利便性、多職種による発達・発育の確認、養育状況の確認が可能である等の観点を踏まえると、本市としては集団健診で実施することが望ましいと考えている。</p> <p>乳幼児期の健康診査の回数や実施時期については国通知に示されており、その回数は市町村の実施する健診と、保護者が任意で医療機関等で受診する健診をあわせたものとされている。この通知の内容を踏まえ、政令指定都市の半数以上は乳児期の健診を2回実施しているが、本市では3回実施しているところである。</p> <p>こうした中、本市としては、まずは現在実施している乳児健診の受診率を向上させることが重要と考えており、保健師の面談の機会をとらえて引き続き受診勧奨に努めるとともに、さらなる健診回数の追加については、本市の現状に加え、国の動向等も踏まえつつ、医師会の意見を伺いながら、必要に応じて検討してまいりたい。</p> <p>なお、保護者が子どもの健康診査の重要性を理解し、自主的に健診を受ける機会を持てるようSNS等も活用し保健指導の機会をとらえて啓発していきたいと考える。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>【減額】</p> <p>乳幼児健診 妊婦乳児健康診査事業 (対象者の減少による減) (乳児一般健康診査費分) R2 予算額 100,722千円 R3 予算額 93,709千円</p> <p>【新型コロナウイルス感染症流行下での対応】</p> <p>妊産婦乳幼児等保健指導事業 (実施方式の変更による増額) (4か月児健康診査分。R2は集団健康診査。R3は医療機関による健康診査) R2 予算額 8,667千円 R3 予算額 55,901千円</p> <p>【新型コロナウイルス感染症流行下での対応】</p> <p>1歳6か月児健康診査事業 (集団健康診査の従事医師を医師会に依頼したため) R2 予算額 12,446千円 R3 予算額 17,348千円</p> <p>【増額】</p> <p>3歳児健康診査事業 (事務経費の増加による) R2 予算額 19,253千円 R3 予算額 20,619千円</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>4 難聴児の早期発見・補聴に対する支援</p> <p>(1) 聴覚健診の精度向上に向けて</p> <p>(要旨) 乳幼児健診への言語聴覚士の配置を早期に実現すること。</p>	<p>本市では、乳幼児期における聴覚障害の早期発見のため、乳幼児健診での質問票や家庭で行う検査に聞こえや言葉の遅れに関する項目を設定するとともに、医師及び保健師が、「聴覚発達検討会議」（耳鼻科医、小児科医、言語聴覚士、保健師等が参加）が作成した「聴覚発達スクリーニング手順書」に基づき保護者から状況を確認し、精密検査が必要な場合は医療機関を紹介している。</p> <p>乳幼児健診に言語聴覚士を配置することについては、より精度の高い健診が可能となるメリットがある。一方で、健診に従事可能な言語聴覚士の確保や言語聴覚士の面談を健診に組み込むことで健診所要時間がさらに延長する等の課題があることから、スクリーニングの質のより一層の向上を図るため、健診に従事する医師及び保健師等への研修を充実させるとともに、国の動向や本市の状況を踏まえつつ、医師会の意見を伺いながら、聴覚スクリーニングのあり方を検討していきたい。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>(広島市耳鼻咽喉科医会) 意見なし</p> <p>(安佐医師会) 意見なし</p>	—	—
<p>(2) 人工内耳の購入などに係る助成</p> <p>(要旨) 広島市においても、国へ要望しているとのことだが、その内容について具体的に情報開示いただくとともに、人工内耳装用者へ以下の助成措置を講じていただくようお願いしたい。</p> <p>①人工内耳体外装置の買い替えに伴う助成 ②人工内耳体外装置の修理費の助成 ③人工内耳の充電電池及び電池の助成拡充</p>	<p>人工内耳については、今般、人工内耳用音声信号処理装置の修理に限り補装具の修理基準に追加されたが、その基準額は実態に比べて低いため、修理費の基準額を改善するとともに、取替費についても、診療報酬の対象若しくは補装具費支給制度の対象種目に加えるよう国に要望している。</p> <p>【大都市民生主管局長会議に係る「令和3年度社会福祉関係予算に関する要望書」（令和2年8月要望）】</p> <p>一方で、人工内耳装用者の経済的負担を考慮し、本市においては、平成29年度から重度身体障害者日常生活用具の給付種目に「人工内耳用電池及び充電電池」を追加している。また、令和2年4月からは、「人工内耳用充電電池」の耐用年数を、3年から1年に短縮し、助成内容を拡充している。</p> <p>今後とも、取替費及び修理費については、国に対して要望していきたいと考えている。</p> <p>【健康福祉局障害自立支援課】</p>	<p>(広島市耳鼻咽喉科医会) 意見なし</p> <p>(安佐医師会) 意見なし</p>	—	—

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>5 妊婦健診委託料の見直し、がん検診制度の見直し及び拡充等</p> <p>(1) 妊婦健康診査における委託料について</p> <p>(要旨)</p> <p>広島市の妊婦健康診査委託料は、近隣と比較すると決して十分なものとは言えず、委託料の単価については、広島市では公的病院における検査費用に基づいて算定されているが、他の委託料と同様に診療報酬を参考にすべきと考える。ついては、委託料の算定にあたっては、必要な健康診査の項目について、適正な料金となるよう診療報酬を参考に再検討いただきたい。</p>	<p>広島市の妊婦健康診査費の助成は、健康診査費の一部を補助する制度でその補助額は、広島県内では最も高い。また、妊婦健診は自由診療であり、健診料は医療機関ごとに決定していること、また、国から単価や積算の考え方が示されていないことから、公立病院の健診料を参考に設定している。</p> <p>本市の補助額については、今後、告示等で実施すべき健診項目が追加された場合等について必要に応じて対応を検討していきたい。</p> <p>【こども未来局こども・家庭支援課】</p>	<p>(広島市臨床産婦人科医会)</p> <p>意見なし</p>		<p>—</p>
<p>(2) 子宮頸がん検診制度の見直しについて</p> <p>(要旨)</p> <p>20歳代の検診受診率向上のため、20歳に交付される子宮頸がん検診の無料クーポン券の対象年齢及び使用期限の見直しを要望する。</p>	<p>20歳の方に交付している子宮頸がん検診の無料クーポン券は、検診受診への動機づけを目的として、国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に基づいて実施していることから、年度内にクーポンを利用する必要があり、対象年齢を変更することは困難である。</p> <p>一方で、ご提案のとおり、20歳代の受診率向上のために環境を整えていくことが重要であると考えており、本市では、無料クーポン券を20歳の方の子宮頸がん早期発見のための足掛かりと位置付け、無料クーポン券に検診ハンドブックを同封することにより、子宮頸がん検診の重要性についての普及啓発に取り組んでいる。また、休日検診及び託児付き検診の実施により、忙しい女性が検診を受診しやすい環境づくりを進めるなど、20歳代の受診率向上を図っている。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>(広島市臨床産婦人科医会)</p> <p>ご回答にお礼申しあげる。20歳の方にクーポンを利用する期限を設ける重要性も理解できる。しかしご存じのように子宮頸がんの原因であるHPVへの暴露は性交であるが、実際の臨床の現場としては、20歳の時点で性交経験がない、必ずしも子宮頸がん検診を必要としない女性が多いという事実がある(大学生女性性交経験率36.7%、2017年)。性交経験のない女性は検診の必要性が乏しく、検診を勧めること自体が精神的苦痛を与えてしまうことになりかねない。以上のことから、性交経験後にスムーズに子宮頸がん検診をしていただけるようなシステムの構築が重要であり、その一環として無料クーポンの使用期限の見直しを求める。</p>	<p>お申出のとおり、子宮頸がんの主な原因であるHPVは性交渉により感染し、また、子宮頸がん検診無料クーポン券の対象である20歳の時点で、性交経験のある女性の割合が減少傾向にあるという調査結果は把握している。</p> <p>しかしながら、無料クーポン券の使用期限は国の実施要綱において定められており、本市において変更することは難しい。</p> <p>このことから、本市では、子宮頸がんに関するチラシ(別添を参照)等を新たに作成し、保健センターや民間団体を通じて配布するなど、若い女性に対して子宮頸がん検診の重要性を普及啓発し、受診率の向上を図っていく。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>【増額】</p> <p>子宮頸がん検診無料クーポン券事業 (受診者数見込みの増加による増)</p> <p>R2 予算額 5,601千円 R3 予算額 6,762千円</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(3) 子宮頸がん検診とヒトパピローマウイルス（HPV）検査の併用検診の導入について</p> <p>(要旨) 子宮頸がん検診において、子宮頸部細胞診とHPV検査の併用を強く要望する。</p>	<p>子宮頸がん検診における子宮頸部細胞診とHPV検査の併用検診については、2020年7月に国立がん研究センターが公開した「有効性評価に基づく子宮がん検診ガイドライン 更新版」において、その手法が掲載されたものの、推奨グレードはC（利益はあるが、不利益が大）とされている。</p> <p>一方、細胞診単独法は、特定の年齢での確実な浸潤がん罹患率減少効果があること等から、推奨グレードはAとされており、本市は、厚生労働省の指針に基づき、細胞診単独法（問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診を基本とし、必要に応じてコルポスコープ検査を実施）を行うこととしている。併用検診の導入については、引き続き国の動向を注視し、対応していきたい。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>(広島市臨床産婦人科医会)</p> <p>ご回答にお礼申しあげます。ご指摘のように子宮頸がん検診ガイドラインの改訂版では細胞診とHPV併用検診はグレードCとなっている。これは細胞診とHPV検査をどちらか一方でも陽性を陽性とする方法で、一時的な感染で将来は消失する可能性が高いHPVの感染率が高い若年者の不利益を評価されているためと思われる。この不利益はHPV単独検診でも同じだが、それがグレードAとなっているのは子宮頸がん予防先進国（高検診受診率、HPVワクチン高接種率）から得られたエビデンスを基に評価されており、子宮頸がんの罹患率、死亡率に歯止めがかかっていないわが国の実情とはかけ離れている。グレードAの細胞診単独でもその有効性は明瞭ですが2年ごとの検診が必要である。そこで前述の若年者の不利益をなくし、さらに近年増加している若年者の子宮頸がんを救うため、20歳代は細胞診2年ごと、30歳以降は細胞診とHPV併用検診で検診効果を上げ、さらに検診間隔を3～5年に延長できるためコスト削減にも寄与できるものと考えている。</p>	<p>がん対策推進基本計画において、「国は、関係団体と協力し、視診に基づいた適切な検診の実施を促すとともに、国内外の知見を収集し、科学的根拠に基づいたがん検診の方法等について検討を進め、必要に応じて導入を目指す」としており、新たながん検診の導入について、更なる研究・検討がなされる場所である。</p> <p>このような状況から、現時点で本市において子宮頸部細胞診とHPV検査の併用検診を導入する予定はないが、本市としても最新の知見を情報収集しながら、国の動向を注視するとともに、子宮頸がんの罹患率や死亡率減少のため、検診を受診しやすい環境づくり等に取り組むことで、子宮頸がん検診の受診率向上を図っていく。</p> <p>【健康福祉局健康推進課】</p>	<p>【増額】 子宮頸がん検診事業 (受診者数見込みの増加による増) R2 予算額 175,276 千円 R3 予算額 179,904 千円</p>
<p>6 医師会立看護学校への支援</p> <p>(1) 看護職員の確保について</p> <p>(要旨) 看護教員確保のために、これまで要望してきた各方策について、優先的かつ前向きに取り組んでいただくとともに、方策の検討にあたり現場の意見を直接聴く場を設けるなどしていただきたい。</p> <p>(2) 広島市内での看護教員養成講習会の開催について</p> <p>(要旨) 看護教員養成講習会を広島市内で開催するよう県内の看護専門学校が広島県に申し入れることについて、ご支援いただきたい。</p>	<p>昨年の市域医師会からの要望を受け、現在、本市では、看護師等の供給体制の将来構想について検討している。将来構想の策定に当たっては、市域医師会と協議しながら進めることとしており、その中で看護教員の確保等についても検討していきたい。</p> <p>また、教員養成講習会を市内で開催することについて、県内の看護専門学校から県に申入れを行う際には、改めて本市からも県に働き掛けていきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(1) (安佐医師会) 看護職員の確保・定着は長年の課題であり、将来構想の策定に当たっては、早急に、具体性のある取り組みを進めていただきたい。広島市内の看護学校に教員が定着し、各学校の教育体制が充実することによって、広島市の看護職の安定供給にも繋がっていくと考える。広島市の強力な後押しをお願いしたい。</p> <p>(2) (広島市医師会) 看護学校にとっては、看護教員の新たな掘り起しもすぐに対応しなければならない必須の課題である。県内就業者のうち広島市以西の就業者が6割以上を占めていることを踏まえると、この地域における看護教員になることに関心をもつ看護職員の受講を促進するためにも、全日程の一部、あるいは三原開催のサテライト開催としての広島市内での開催をご検討いただくことについて、県域の看護学校が改めて広島県に働きかけていくこととしているため、その際にはご支援をいただくようお願いする。</p>	<p>将来構想の策定に当たっては、医師会と協議しながら進めることとしており、その中で看護教員の確保についても検討していきたい。また、教員養成講習会を市内で開催することについて、県内の看護専門学校から県に申入れを行う際には、改めて本市からも県に働き掛けていきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>—</p>

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況
<p>(3) 市立病院における実習環境の確保・維持について</p> <p>(要旨) 市立病院における医師会看護専門学校の病院実習が、継続できる体制を永続的に確保・維持してほしい。</p>	<p>臨床の現場を学ぶ病院実習は、看護の理論と実践を結び付けて理解する能力を養う場として重要であると認識しており、広島市立病院機構では、看護師養成施設から多くの実習生を受け入れてきた。しかしながら令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療提供体制の維持及び院内感染予防の観点から、年度当初から実習生の受け入れを見送ってきたところである。</p> <p>今後は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況も踏まえながら、患者に接触しない方法による実習や実習生の健康管理の徹底等について検討していきたいと聞いている。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(安佐医師会)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の緊迫した状況の中、日々、診療に当たっておられる市立病院の関係各位に深謝申し上げる。実習再開にあたっては、感染症に対する知識の習得は当然のこととして、指導教員、実習学生ともに健康管理、危機意識の徹底に努めていく。医師会立看護学校が果たしている社会的使命をしっかりと認識していただき、実習受入を永続的に確保・維持していただけるよう重ねてお願いする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況は未だ予断を許さない状況であるが、市立病院機構からは、来年度より実習受入を再開できるよう、現在、実習方法の見直し等を進めていると聞いている。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>—</p>
<p>7 舟入市民病院の救急医療体制における耳鼻咽喉科の出務環境の整備等について</p> <p>(要旨) 医療事故防止の観点及び日々進化する医療技術に対応すべく、継続して診療器具の整備やスタッフの強化を行える体制作りをお願いしたい。</p> <p>出務医師の移動に係るタクシー利用について、出務する医師の安全面を確保するという観点から再三にわたり要望している。</p> <p>緊急時においても安心感を持って対応するためには、なおさらのこと平時から安全、安心の診療体制を確保いただく必要性があることから、早急に検討していただくようお願いしたい。</p>	<p>診療器具の整備やスタッフの強化については、舟入市民病院において、要望を受けて整備している。現在は新型コロナウイルス感染症対応により同病院において診療を実施していないが、今後も意見を伺いながら、本市で必要な対応があれば適切に行っていききたい。</p> <p>また、出務する医師の安全面等の確保は、市としても大切であると考えている。これまでも回答しているとおり、現在の舟入市民病院（小児科、耳鼻咽喉科等）の出務報酬は、交通費相当額を含む水準としており、これを千田町夜間急病センターと同様にタクシー代を実費支給する方式に見直す場合には、自家用車を利用する方の報酬水準が引き下がることや、他の診療科にも影響が出ることから、市域医師会としての意見をまとめていただきたい。本市としては、その意見を踏まえて、舟入市民病院と共に検討していきたい。</p> <p>【健康福祉局医療政策課】</p>	<p>(広島市耳鼻咽喉科医会)</p> <p>意見なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>8 視覚バリアフリー化の推進について</p> <p>(要旨) 視覚異常や色覚異常を持つ市民が社会生活を送るうえでの社会インフラとして、歩道の点字ブロックの整備、音の出る信号機の増設、電停の安全性の向上などに加え、公共施設における看板やサインなどの更新時にも、色使いやデザインを再検討していただき、バリアフリー化をより一層推進していただきたい。</p>	<p>今後も引き続き、「色彩のユニバーサルデザイン」ガイドラインの活用について、公共施設整備の所管部署等への研修などにより周知徹底を図るとともに、関係事業者に対しても、窓口における閲覧や配布及びHP等を通じて、より一層の周知を図っていききたい。</p> <p>【都市整備局都市計画課】</p>	<p>(広島市眼科医会)</p> <p>意見なし</p>	<p>—</p>	<p>【前年度と同額】 R2 予算額 0円 R3 予算額 0円</p>

【教育長要望事項】

要望事項	広島市の対応方針等	広島市の対応方針等に対する市域医師会の意見	市域医師会の意見に対する回答	令和3年度予算措置状況																		
<p>学校医の職務に見合った報酬の見直し</p> <p>(要旨)</p> <p>昨年度、学校医(内科・眼科)の報酬単価が増額されたが、他都市との格差がなくなるには至っておらず、耳鼻科については見直しされていない。</p> <p>職務内容を鑑み、報酬の見直しを行うとともに、市域内の医師会が関係する隣接市町における報酬額に格差が生じることがないよう働きかけをお願いする。</p> <p>子どもたちの運動器の異常を早期に発見して改善させ、障害を未然に防ぐため、整形外科専門医による運動器健診の実施体制の構築を要望する。</p>	<p>学校医の報酬額は、各自治体で定期健康診断の実施状況を踏まえて設定しており、基本額相当分で本市よりも高い都市もあれば低い都市もある。</p> <p>このため、報酬額を単純に比較することは困難だが、耳鼻科、歯科について、職務内容を踏まえた報酬の見直しを検討したい。また、今年度増額した内科及び眼科についても、隣接する市町を含む他都市の動向等を参考にしながら引き続き検討していきたい。</p> <p>運動器検診については、文部科学省が示している「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項(平成27年)」に基づき学校医・協力医の先生方に検査を行っていただいているところであるが、他都市の取組状況を調査するなど、引き続き研究していきたい。</p> <p>【教育委員会事務局健康教育課】</p>	<p>(広島市医師会)</p> <p>学校医の報酬について、「見直しについて検討したい」という悠長なことではなく、早急に増額するように見直しいただきたい。</p> <p>また、広島市の学校医への報酬は一定額であるが、他都市では生徒数や学級数によって加算をつけているところもあると聞いている。「職務内容を踏まえた報酬の見直し」とされているが、生徒数の多いところと少ないところで、職務として果たさなければならぬ業務量が同じということはありません。業務量に見合った報酬にすることについても検討されたい。</p> <p>さらに、運動器検診は、専門性が問われる検診であり、子どもの将来を左右することに直結するというを、市はどの程度認識されているのか、大変疑問である。「他都市の取組状況を調査するなど、引き続き研究していきたい。」という対応方針であるが、きちんと認識しているのであれば他都市と比べる必要性もなく、他に先駆けて行おうという気概も広島市にはないのであるか。</p>	<p>学校医(耳鼻科)及び学校歯科医については、定期健康診断において、新型コロナウイルス感染症対策に要する時間等を踏まえつつ、報酬単価の増額を行う。</p> <p>児童生徒数の多い学校では、定期健康診断において、学校医の職務として診断をお願いしている人数を超える部分については、臨時医師(協力医)に診断をお願いし、診断いただく人数に応じて段階的に設定している報酬額をお支払いすることになっている。また、この部分について、学校医に診断いただいた場合も、臨時医師として同様に報酬をお支払いすることになっている。学校医の報酬額の増額については、引き続き他都市の状況を踏まえながら検討していきたい。</p> <p>運動器検診については、学校内科医が実施することで差し支えないとの文部科学省の見解に基づき、学校医・協力医の先生方に検診を行っていただいております。整形外科専門医による実施体制を早急に構築することは困難な状況である。引き続き、他都市の取組状況について研究するとともに、保健調査票の活用、学校における日常の健康観察等による情報を学校医・協力医の先生方にお伝えすることで、検診の充実に努めていく。</p> <p>【教育委員会事務局健康教育課】</p>	<p>【増額】</p> <p>学校医等謝礼金 (耳鼻科担当医及び学校歯科医の報酬単価の増額)</p> <p>・小学校</p> <table border="1" data-bbox="2472 373 2822 499"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耳鼻科</td> <td>223,800</td> <td>228,400</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>223,800</td> <td>228,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>・中・高等学校、特別支援学校</p> <table border="1" data-bbox="2472 573 2822 699"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耳鼻科</td> <td>218,800</td> <td>223,300</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>218,800</td> <td>223,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>R2 予算額 239,985 千円 R3 予算額 239,837 千円*</p> <p>※ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校(定時制)の閉校により、総額としては減額となっている。</p>		R2	R3	耳鼻科	223,800	228,400	歯科	223,800	228,400		R2	R3	耳鼻科	218,800	223,300	歯科	218,800	223,300
	R2	R3																				
耳鼻科	223,800	228,400																				
歯科	223,800	228,400																				
	R2	R3																				
耳鼻科	218,800	223,300																				
歯科	218,800	223,300																				